

## 改正バリアフリー法について

### 【経緯】

- ・平成 6 年度

「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」  
(ハートビル法) 施行

高齢者や身体障害者などの方々が安心して利用できる建築物(ハートビル)の建築を促進することにより、誰もが快適に暮らせるような生活環境づくりを目的とした法律。



- ・平成 12 年度

「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」  
(交通バリアフリー法) 施行

公共交通機関の駅や電車などの乗り物をバリアフリー化することを目的とした法律で、この法律により、駅構内へのエレベーター、エスカレーター、スロープなどの設置や運賃表、ホームへの案内板などの点字表示などが改善されるようになった。



- ・平成 18 年度

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」(バリアフリー法) 施行

高齢者・障害者・妊婦・けが人等の移動や施設利用の利便性や安全性の向上を促進するために、公共交通機関、建築物、公共施設のバリアフリー化を推進するとともに、駅を中心とする地区や高齢者・障害者などが利用する施設などが集まった地区において、重点的かつ一体的なバリアフリー化を推進し、バリアフリー化のためのソフト施策も充実を図った法律。



- ・平成 30 年度

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」の一部を改正  
『改正バリアフリー法』

## 【バリアフリー法の主な見直し項目】

### ○理念規定 / 国及び国民の責務

- ・理念規定を設け、バリアフリー化の取組の実施に当たり、「共生社会」の実現、「社会的障壁の除去」に留意すべき旨を明確化
- ・国及び国民の責務に、高齢者、障害者に対する支援（鉄道駅利用者による声かけ等）を明記し、「心のバリアフリー」の取組を推進

### ○公共交通事業者等によるハード・ソフト一体的な取組の推進

- ・エレベーター、ホームドアの整備等のハード対策に加え、駅員による旅客の介助や職員研修等のソフト対策のメニューを国土交通大臣が新たに提示
- ・公共交通事業者に対し、自らが取り組むハード対策及びソフト対策に関する計画の作成、取組状況の報告及び公表を義務付け
- ・新たに貸切バス・遊覧船等の導入時におけるバリアフリー基準適合を義務化

## 【バリアフリー整備ガイドラインの主な見直し項目】

### バリアフリー経路の拡充

ルートの複数化、最短化、乗り継ぎルートのバリアフリー化

### トイレの機能分散

機能分散による多機能トイレの混雑緩和

### ホームからの転落防止

誘導ブロックのJIS規格適合の明記、ホームドアの種類に対応した基準の整理

### 鉄道車両とプラットホームの段差・隙間の解消

鉄道車両に車椅子使用者が単独で乗降する際、駅員等の介助無しに乗降できるように、段差、隙間をできる限り小さくする規定の追加

### 鉄道車両の車椅子スペースの増設

車椅子スペース数、広さが十分に確保されていないことへの対応

### エスカレーターへの誘導

条件付ではあるが、新たにエスカレーターへの誘導ブロック設置規定が追加

### 音声・音響案内

駅窓口の磁気ループ設置や、トイレの音声案内は、短く簡潔に情報提供することが望ましいとされた。

### 可変式情報表示装置

通常時の運行情報と、異常時に次の行動を判断できるような情報を文字及び音声で提供